

金融円滑化ホットラインに寄せられた情報の受付・活用状況について

金融庁では、金融の円滑化に関し、中小企業など借り手の方々の声を電話によりお聞きする情報等の受付窓口として、「金融円滑化ホットライン」を平成20年4月30日に開設しました。

今般、平成20年4月30日から6月30日までに本ホットラインに寄せられた情報の受付状況及び受け付けた情報の活用状況を以下のとおりとりまとめましたので公表します。

1. 受付状況

平成20年4月30日から6月30日までに本ホットラインに寄せられた情報は79件となっています。受付状況の詳細は別表のとおりです。

2. 活用状況

本ホットラインに寄せられた情報の活用については、以下の方法により行っています。

(1) 監督においては、受け付けた情報のうち、情報提供者等が金融機関側への申出内容等の提示に同意している情報について、事実確認等のヒアリングを実施することとしています。

なお、これらのヒアリングの結果、監督上確認が必要と認められる場合には、銀行法第24条等に基づく報告を徴求することとしています。

(2) 検査においては、検査を実施する金融機関に関し、本ホットラインに寄せられた情報や当該金融機関から徴求した報告の内容を参考とし、貸出先に対する説明責任の履行状況や苦情処理態勢等の検証を行うこととしています。

なお、検査の結果、問題があると認められる金融機関に対しては、銀行法第24条等に基づき、その改善措置に関する報告を徴求することとしています。

(別表)

金融円滑化ホットラインに寄せられた情報の受付状況

【受付件数】

20年4月30日から6月30日
までの受付件数

79

【業態別内訳(情報提供者の主張に基づく分類)】

区分	受付件数
主 要 行	18
地 方 銀 行 ・ 第 二 地 方 銀 行	25
信 用 金 庫 ・ 信 用 組 合	19
そ の 他	27

【類型別内訳(情報提供者の主張に基づく分類)】

区分	受付件数
新規融資拒否として情報提供されたもの	23
条件変更の拒否として情報提供されたもの	5
更改拒絶として情報提供されたもの	2
追加担保要求として情報提供されたもの	3
審査期間の長期化として情報提供されたもの	4
金利引上げとして情報提供されたもの	1
返済要求として情報提供されたもの	6
債権売却として情報提供されたもの	2
担保売却として情報提供されたもの	2
金融商品等の購入要請として情報提供されたもの	2
強引な経営関与として情報提供されたもの	0
一 般 的 な 質 問 ・ 照 会	29
そ の 他	13

(注) 1件の情報で複数の機関に関するものなどがあるため、「受付件数」と「業態別内訳」・「類型別内訳」の合計とは一致しない。